

令和5年4月3日

長崎県水産部

くろまぐろの割当量の融通について

長崎県資源管理方針別紙1-1第4及び同別紙1-2第4の別に定める「くろまぐろ」について（令和5年3月31日策定）（以下、「県計画」という）第3の6の規定に基づき、壱岐市漁業協同組合長会から令和5年4月1日付で海区内の割当量の融通について協議が調った旨の報告がありましたので、その内容を公表します。

<融通前>

県計画第3の2の①に定める割当量について

	漁船漁業の割当量	定置漁業の割当量	小計
壱岐海区の小型魚割当量	152.209 トン	4.824 トン	157.033 トン

県計画第3の2の②に定める割当量について

	漁船漁業の割当量	定置漁業の割当量	小計
壱岐海区の大型魚割当量	112.231 トン	7.240 トン	119.471 トン

<融通後>

県計画第3の2の①に定める割当量について

	漁船漁業の割当量	定置漁業の割当量	小計
壱岐海区の小型魚割当量	145.938 トン	11.095 トン	157.033 トン

県計画第3の2の②に定める割当量について

	漁船漁業の割当量	定置漁業の割当量	小計
壱岐海区の大型魚割当量	108.969 トン	10.502 トン	119.471 トン